

労働保険事務組合

エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅
 社会保険労務士 西川 純子
 社会保険労務士 小田 知輝

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号

ホームページ： <http://www.m-cg.co.jp>

11月の事務カレンダー

- 11日 ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
 ○雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】
- 30日 ○法人税の申告と納税（9月決算法人及び3月決算法人の中間申告）【税務署】
 ○健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】

「割増賃金の基礎となる賃金」と 「最低賃金の対象となる賃金」の違い

給与計算を行うにあたって、「割増賃金の基礎となる賃金（残業手当を計算する場合の1時間当たりの給与額）」や「最低賃金の対象となる賃金（最低賃金額を下回らないかを確認する1時間当たりの給与額）」を求める機会があります。どちらも同じような計算式で求めることができますが、実は「割増賃金の基礎となる賃金」と「最低賃金の対象となる賃金」は必ずしも一致するとは限りません。

月給者の場合

$$\text{割増賃金の基礎となる賃金} = \frac{\text{月の所定内給与} - \text{除外できる手当}^{\ast}}{\text{月平均所定労働時間}}$$

$$\text{最低賃金の対象となる賃金} = \frac{\text{月の所定内給与} - \text{除外する手当}}{\text{月平均所定労働時間}}$$

「割増賃金の基礎となる賃金から除外できる手当」と「最低賃金の対象となる賃金から除外する手当」に違いがあるため、賃金構成によっては異なる金額になります。

※除外できる手当は除外しなくてもかまいません。

割増賃金の基礎となる賃金から除外できる手当

- | | |
|---------|------------------|
| ①家族手当 | |
| ②通勤手当 | 根拠条文 |
| ③別居手当 | 労働基準法第 37 条第 5 項 |
| ④子女教育手当 | 労働基準法施行規則第 21 条 |
| ⑤住宅手当 | |

- (所定内給与以外にも…)
- ⑥臨時に支払われた賃金
 - ⑦ 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金の対象となる賃金から除外する手当

- | | |
|--------|-----------------|
| ①精皆勤手当 | 根拠条文 |
| ②通勤手当 | 最低賃金法第 4 条第 3 項 |
| ③家族手当 | 最低賃金法施行規則第 1 条 |

- (所定内給与以外にも…)
- ④所定労働時間を超える時間の労働に対する賃金
 - ⑤所定労働日以外の労働に対する賃金
 - ⑥深夜労働に対する賃金
 - ⑦臨時に支払われる賃金
 - ⑧ 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※ただし、手当の名称に関わらず、その実質によって取扱う必要があります。

(例 1) 住宅手当の場合

- ・賃料の 30%に相当する金額を支給する → 割増賃金の基礎から除外できる
- ・一律に 3 万円を支給する → 割増賃金の基礎から除外できない

(例 2) 通勤手当の場合

- ・通勤に要した費用に応じて支給する → 割増賃金の基礎から除外できる
最低賃金の対象から除外する
- ・一律に 2 万円を支給する → 割増賃金の基礎から除外できない
最低賃金の対象から除外しない

以下では、「割増賃金の基礎となる賃金」と「最低賃金の対象となる賃金」が異なる金額となり、**最低賃金（広島県 1,020 円）を下回ってしまうパターン**をご紹介します。

<例>

労働条件

・月平均所定労働時間	172 時間
・賃金 基本給	160,000 円
職能手当	10,000 円
皆勤手当	10,000 円
住宅手当（一律でない）	5,000 円
通勤手当	5,000 円
合計	190,000 円

$$\text{割増賃金の基礎となる賃金} = \frac{190,000 - 5,000 - 5,000}{172} \approx 1,046 \text{ 円}$$

※住宅手当、通勤手当を除外します。

$$\text{最低賃金の対象となる賃金} = \frac{190,000 - 10,000 - 5,000}{172} \approx \mathbf{1,017 \text{ 円}}$$

※皆勤手当、通勤手当を除外します。

このように、「割増賃金の基礎となる賃金」と最低賃金を比較し、最低賃金を上回っていると判断していても、実際には最低賃金を下回っている場合もございますのでご注意ください。